

市営谷原団地の入居者を募集します

谷原団地は、住宅に困窮する定められた所得額以下の方に生活していただくため、国の補助金と市の負担で建設される公共賃貸住宅です。申込みには、法律等によりさまざまな資格や条件がありますので、下記の事項等を確認の上、申し込んでください。



■申込みについて

- 申込期限 12月22日(金)
- 公開抽選日 1月12日(金)
- 午後2時〜 市役所本館2階会議室
- 入居説明会 公開抽選終了後
- 入居予定日 4月上旬
- 申込資格
 - 現在住宅に困っていることが明らかかな方(申込者および同居者に共有名義を含む持ち家がないこと。また市営住宅に入居している方も申込みできません)
 - 現に同居し、または同居しようとする親族がある方(単身での申込みは条件があります)
 - 申込者および同居親族の合計所得月額が158,000円以下であること(裁量世帯は214,000円以下)
 - 市税等を滞納していない方
 - 申込者および同居しようとする親族が暴力団員でない方

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

申込み時の注意事項

- 申込日現在、すべての申込資格を満たしている必要があります。
- 入居予定者となったときには、親族等の確実な連帯保証人が必要となります。
- ペットの飼育はできません。
- 市営住宅では入居者同士で協力し、助け合い、安全かつ快適な生活環境づくりを求めています。

■申込み・問合せ 建設課 築係 TEL 761219

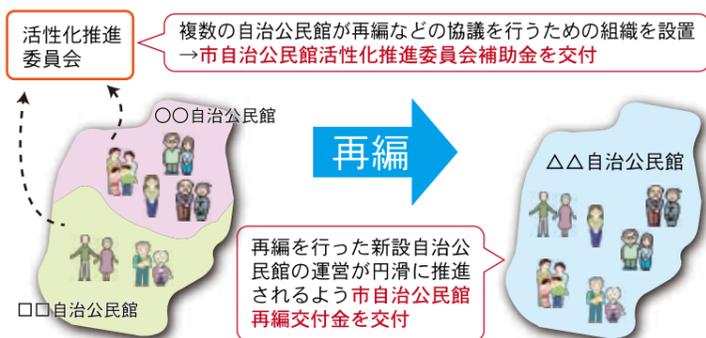
物件情報

■所在地	枕崎市立神北町463番地(立神校区)
■構造	木造2階建
■募集戸数	6戸(1DKタイプ)
■家賃(予定)	13,000円〜25,500円 ※家賃は入居者(同居者を含む)の収入により変わります。
■敷金	家賃の3カ月分
■共益費	入居者で決定(共用灯・共用水栓等の費用)
■駐車場	各戸1台(現時点で駐車料金はありませぬ)

自治公民館再編を支援します

人口の減少や少子高齢化の進展などにより、住民の自治意識や地域の連帯感の希薄化、公民館加入率の低下等に伴う組織の弱体化が進み、自治機能の低下に拍車がかかっていることで、公民館活動等に支障を来している自治公民館が見受けられます。そのような

●自治公民館再編に対する支援制度のイメージ



中、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任をもって解決していこうという地域力を高める組織づくりや自治公民館組織の機能強化などを目的に再編を行う自治公民館を支援します。

◎市自治公民館活性化推進委員会補助金

交付対象 市内にある全自治公民館が対象で、再編や課題解決などを目的に協議するために設置される自治公民館活性化推進委員会補助額 5万円(2公民館による委員会設置の場合) ※構成する公民館が1公民館増えるごとに3万円の加算額あり。

◎市自治公民館再編交付金

交付対象 自治公民館活性化推進委員会を経て設立された新設自治公民館(合併を含む)

交付額 10万円/年度

※設立された日の属する年度から2年間交付計20万円

■問合せ 生涯学習課 TEL 761286

創立150周年記念式典を盛大に挙げる



①オープニングを飾った6年生による枕崎小学校150年の歴史の紹介 里々佳さん ②学校長挨拶の様子 ③記念講演会で質問に答える里々佳さん ④記念祝賀緑日祭の枕崎音頭総踊り

枕崎小学校の創立150周年記念式典が11月11日、市民会館で開催されました。同校は、明治6年に桜山小学校の分校として現在の港町に建設され、その後、桜山小学校から分離して、現在の場所に移転し、今年で創立150周年を迎えました。

記念式典に先立ち、枕崎小学校150年の歴史を6年生がユーモアたっぷりに演劇で紹介しました。式典には、全校児童や保護者、地域住民、来賓の方々が参加しました。学校長の挨拶やお祝いの言葉のほか、参加者全員による校歌斉唱で式典を締めくくりました。式典後に開催された記念講演会では、本市出身でモデルや俳優として活躍中の里々佳さんが「ふるさと枕崎、経験、夢を叶える」と題し、自身の経験から夢を見つける方法や夢を叶える方法などを話しました。質問コーナーでは児童や保護者から多くの質問があり、夢を膨らませていました。

午後からは同校の校庭で記念祝賀緑日祭が開催され、枕崎に縁のある店の出店や各団体のステージ、参加者全員での枕崎音頭総踊りで盛り上がり、フィナーレには片平山公園からの花火で創立150周年を祝いました。

青少年の深夜徘徊は危険

青少年の深夜徘徊は、喫煙、飲酒、薬物乱用等の非行の原因につながり、不純異性交遊や恐喝、暴行など犯罪被害に遭う危険性があります。

鹿児島県青少年保護育成条例(以下、条例第6条では、深夜外出について次のことを定めています。

- 保護者は特別な理由がある場合を除いて、深夜(午後11時〜翌日午前4時)に青少年のみで外出させないよう努めなければならない。
- 大人は深夜に青少年が保護者の同意を得ないで外出しているときは、早く帰宅するように指導しなければなりません。

4時)に、その営業する場所に青少年を立ち入らせてはいけません(条例第7条)。

保護者の皆さんへ

保護者同伴でも青少年は興行場等(映画館、演劇場、個室等)の形態を有したカラオケボックス、インターネットカフェ等に深夜の立ち入りは出来ません。

子どもを連れての度重なる深夜外出は、十分な睡眠がとれないなど生活のリズムが不規則になり、結果的にさまざまな心身の不調を引き起こすおそれがあります。

市青少年育成センターの取り組み

市青少年育成センターでは、社会教育指導員が毎月4回程度市内の各学校周囲の巡回活動を行っています。その際、公園等も巡回しています。がタバコの吸殻や空き缶等のポイ捨てが無くなる状態です。子どもたちに良い環境を作りましょう。

■問合せ 青少年育成センター(市民会館内) TEL 722221